

# 林野火災注意報・警報の運用について

岩手県大船渡市で発生した大規模火災を受けて、林野火災の実効性を高めるため、令和8年1月1日から火災予防条例が改正されました。

## 1. 林野火災注意報・林野火災警報について

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「**火の使用制限**」について努力義務を課すこととなります。

また、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には「**林野火災警報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「**火の使用の制限**」について義務を課すこととなります。

「**火の使用の制限**」となる区域は次のとおりです。

富士山公園 芹沢公園 県立座間谷戸山公園 羽根沢樹木保全地域

## 2. 林野火災注意報の発令基準

空気の乾燥する1月から5月の期間において、以下、(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発令

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りではない。

## 3. 林野火災警報の発令基準

空気の乾燥する1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。



#### 4. 林野火災注意報・林野火災警報の発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災の発生するおそれが大であると認め、消防長（消防署長）が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

#### 5. 林野火災注意報・林野火災警報時「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

#### 6. 林野火災注意報・林野火災警報の周知、広報について

##### (1) 林野火災注意報時

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による広報の実施

##### (2) 林野火災警報時

上記による広報のほか、座間市防災行政無線での広報の実施、消防車両等による巡回広報が実施されます。



ご不明な点はお問い合わせください。

#### 問い合わせ

消防本部予防課審査係 電話 046-256-2213(直通)

消防署管理課指令係 電話 046-256-2211(代表)